

社会体育施設使用に関する熱中症対策マニュアル

1. 目的

本マニュアルは、熱中症事故の未然防止および発生時の責任分担を明確にすることを目的とする。

2. 施設管理者における利用者への対応事項

- ・ 熱中症事故に対する注意喚起を教育委員会より各スポーツクラブへ配布
- ・ 各施設へ熱中症警戒リーフレットの掲示
- ・ 熱中症警戒リーフレット、スポーツ庁提供の運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン、環境省提供の熱中症対策ガイドライン 2020 を町 HP に掲載
- ・ 各施設に熱中症指数計の設置、WBGT 指数計の配布もしくは貸出。(鍵の受領のある施設は、鍵とともに渡す。鍵の受領のない施設は、環境省の HP を適宜確認する。希望があれば、WBGT 指数計を貸し出しする。)

3. 気象・指数に基づく施設使用基準

① 施設閉鎖

- ・ 熱中症特別警戒アラート発令 または 奈良観測地点もしくは利用施設における WBGT 指数 35 以上の場合

② 原則運動中止

- ・ 熱中症警戒アラート発令 または 奈良観測地点もしくは利用施設における WBGT 指数 31 以上 35 未満の場合

③ 注意喚起

- ・ 奈良観測地点の WBGT 指数 21 以上 31 未満の場合

4. 申請時の誓約事項

- ・ スポーツ庁・環境省のガイドラインを遵守し、団体側で責任を持って安全対策（専門員配置、冷却・休息の徹底）を講じること。
- ・ 利用当日、1 時間に 1 回、WBGT 指数計もしくは環境省 HP 奈良観測地点の WBGT 指数を計測し、その時点での指数が 31 以上に該当する場合は、原則として運動を中止すること。
- ・ WBGT 指数が 31 から下がった場合は、再開可能とする。
- ・ WBGT 指数が 31 以上となっている場合、学校体育館においては、冷房設備を使用すること。冷房設備を使用しない状態での施設の使用は不

可とする。

5. 施設使用中止時におけるキャンセル料の取り扱い

- ・ 熱中症対策のために施設使用を中止する場合、キャンセル料は徴収しない。なお、熱中症対策によるキャンセル料が不要となる場合は、奈良の観測地点における WBGT 指数が 25 を超える場合とする。

6. 事故発生時の緊急対応フロー

- ・ 万が一、施設内で熱中症の症状（意識混濁、けいれん、高体温等）が発生した場合の対応を以下の通りとする。なお詳細はスポーツ庁の運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン及び環境省の熱中症対策ガイドライン 2020 に沿って対応する。

○ 直ちに応急処置

- ・ 冷房の効いた屋内への移動、衣服の緩和、身体の冷却（首・脇の下・太ももの付け根を冷却）。

○ 救急要請（119 番）の即時判断

- ・ 「意識がない」「呼びかけに反応がない」「自力で水分摂取ができない」場合は、迷わず 119 番通報する。

○ 施設管理者への報告

- ・ 事故発生的事实を直ちに中央体育館もしくは生涯学習課へ報告し、中央体育館職員は現場へ急行し、報告者は救急隊到着まで立ち会う。

○ 搬送時

- ・ 家族、チーム関係者が同乗し、病院まで付き添いを行うこと。中央体育館職員は、原則同乗しない。

7. 再発防止対応

- ・ 中央体育館職員及び生涯学習課職員は事故発生時の状況を聞き取りし、利用団体へ再発防止の徹底を指示する。
- ・ 再発防止等の対応が不十分である場合は、施設使用許可を停止いたします。

【参考資料】

○スポーツ庁

「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1372002.htm

○環境省

「熱中症環境保健マニュアル 2022」

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

「熱中症予防情報サイト」

<https://www.wbgt.env.go.jp/>（PC）

<https://www.wbgt.env.go.jp/sp/>（スマートフォン）

○公益財団法人日本スポーツ協会

「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（令和7年6月改訂）

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html>